

別記1

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（1）収益性向上対策・生産基盤強化対策のア整備事業の（ア）収益性向上対策及び（イ）生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。ただし、（イ）生産基盤強化対策に係る事業の場合は、1から6の者に限る。

補助対象者	
1	市町村
2	公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
3	土地改良区
4	農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものとする。）
5	農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものとする。）
6	民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体又は団体として記載されたものとする。）
7	食品事業者（以下のアからウの場合に限る。） ア 米粉、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設（てん菜の貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。）、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要の有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病虫害まん延防止対策の取組を行う場合
8	中間事業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものであり、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）別記2に定めるものに限る。ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限る。）
9	流通業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものであり、交付等要綱別記2に定めるものに限る。ただし、青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。）
10	産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものであり、知事が北海道農政事務所長と協議して認める団体
11	コンソーシアム（産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものであり、交付等要綱別記2に定める場合に限る。）

別記2

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（1）収益性向上対策・生産基盤強化対策のア整備事業の（ア）収益性向上対策に係る事業の補助率は、1から6に該当する場合はそれぞれに掲げる補助率等とする。

- 1 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合は10分の4以内
- 2 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合は10分の4以内
- 3 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 4 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 5 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合は3分の1以内
- 6 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合は3分の1以内

別記3

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（1）収益性向上対策・生産基盤強化対策のイ基金事業の（ア）収益性向上対策のうち生産支援事業に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	市町村
2	公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
3	土地改良区
4	農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものとする。）
5	農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心の団体として記載されたものとする。）
6	民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心の団体として記載されたものとする。）

別記 4

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（１）収益性向上対策・生産基盤強化対策のイ基金事業の（ウ）生産基盤強化対策の b 果樹園・茶園等の再整備・改修の取組のうち、継承者へ継承すること又は継承者が継承後本格的な営農を開始することを前提として果樹等の改植等を行う場合に係る事業の補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費（注 1）		補助対象とする 植栽密度 (10a当たり本数)	補助対象とする 植栽密度の下限 (10a当たり本数)	補助率 (定額補助は10 aあたり単価)
1 次の（１）～（４）に係る改植を行うために必要な伐採・伐根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等				
（１）省力樹形への改植	本事業において適用する省力樹形は、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官通知）の別表2に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業（以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。）により定められている省力樹形とする。	本事業において適用する補助対象とする栽植密度及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。		
	上記以外の場合（注 2）	—	—	1 / 2 以内
（２）主要果樹（注 3）への改植（（１）の場合を除く。）	（３）りんごのわい化栽培、ぶどうの垣根栽培（ただし、加工用に仕向けられるものに限る）への改植（（１）の場合を除く。）	本事業において適用する補助対象とする栽植密度の下限及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。		
（４）（１）～（３）のいずれにも該当しない改植		—	—	1 / 2 以内
2 改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費		—	—	定額(22万円)

注 1 1と2は同時に行うことを基本とし、2単独での実施は認めない。

2 省力樹形は、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の（１）又は（２）の要件を満たすものであること。

（１）10a 当たりの労働時間を、慣行の栽培と比較して 10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

（２）10a 当たりの単収を、慣行の栽培と比較して 10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

3 主要果樹とは、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、くり、うめ、すもも及びいちじくをいう。

別記5

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（1）収益性向上対策・生産基盤強化対策のイ基金事業の（イ）収益性向上対策のうち効果増進事業に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
2	地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会
3	果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会

別記6

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（1）収益性向上対策・生産基盤強化対策のイ基金事業の（ウ）生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	市町村
2	公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
3	土地改良区
4	農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体として記載されたものとする。）
5	農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。）
6	民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。）
7	経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
8	地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会
9	果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会

別記7

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（2）新市場獲得対策の国産シェア拡大対策のア麦・大豆の（ア）推進事業の麦・大豆機械導入対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	農業者の組織する団体（産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱 別紙3のIの第1の2に定められた基準を満たす団体とする。）
2	経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
3	市町村
4	知事が北海道農政事務所長と協議して定める団体
5	1又は2が策定する国産化プラン（「麦・大豆国産化プランの策定について」（令和4年12月12日付け4農産第3575号付け農林水産省農産局長通知）に基づき作成されたものをいう。）及び事業実施計画書に取組の中心となる農業者等として位置づけられた農業者、農業者の組織する団体及び民間事業者（農業支援サービス業の展開を行う事業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者）

別記8

離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）をいう。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。）において行うものである場合

別記9

補助対象経費の限度額は、次の表に掲げる基準額に実施年数を乗じた額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

農業生産基盤整備事業等の受益面積区分	基準額
60ヘクタール未満	1,500千円
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	2,000千円
200ヘクタール以上	4,000千円

別記10

補助対象経費の限度額は、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表2の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

区 分	交付割合	集約化加算に該当する場合の交付割合	
水利施設等保全高度化事業（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表3に定める中心経営体農地集積率	55%以上65%未満	0.055	0.065
	65%以上75%未満	0.065	0.085
	75%以上85%未満	0.075	0.105
	85%以上	0.085	0.125

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。

別記11

補助対象経費の限度額は、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表2の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費の2パーセントに相当する額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

別記12

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

- 1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積。湧水処理にあっては施工延長）に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

- 2 助成単価は次のとおりとする。

(1)(2)に掲げるもの以外のもの

区 分	交付単価
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	—
高低差が [※] 10cmを超える場合	250,000円／10a 【180,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	235,000円／10a 【170,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	60,000円／10a 【50,000円／10a】
畦畔除去のみの場合	35,000円／100m 【35,000円／100m】
緩傾斜化	105,000円／10a 【70,000円／10a】
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	—
高低差が [※] 10cmを超える場合	420,000円／10a 【295,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	400,000円／10a 【285,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	225,000円／10a 【165,000円／10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	190,000円／10a 【135,000円／10a】
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	170,000円／10a 【120,000円／10a】
トレンチャ工法を用いる場合	120,000円／10a 【85,000円／10a】
掘削同時埋設工法を用いる場合	105,000円／10a 【75,000円／10a】
地下かんがいを導入する場合	30,000円／10a加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合	20,000円／10a加算
外注により実施設計を行う場合	15,000円／10a加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	205,000円／100m 【140,000円／100m】
表土扱いを行わない場合	185,000円／100m 【125,000円／100m】
末端畑地かんがい施設	185,000円／10a

		【130,000円／10a】
樹園地の場合		290,000円／10a 【205,000円／10a】
給水栓設置のみの場合		20,000円／1箇所 【15,000円／1箇所】
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合		65,000円／10m 【45,000円／10m】
土層改良		—
反転耕		280,000円／10a 【205,000円／10a】
混層耕		20,000円／10a 【15,000円／10a】
堆肥施用		20,000円／10a 【15,000円／10a】
明渠排水		15,000円／100m 【10,000円／100m】
客土		260,000円／10a 【175,000円／10a】
除礫		235,000円／10a 【160,000円／10a】
更新整備		—
用水路		125,000円／10m 【85,000円／10m】
排水路		220,000円／10m 【160,000円／10m】
農作業道		115,000円／10m 【80,000円／10m】
畦畔		145,000円／100m 【95,000円／100m】
排水口		40,000円／1箇所 【30,000円／1箇所】
畑作転換工		—
額縁排水溝		15,000円／100m 【10,000円／100m】
酸度矯正		5,000円／10a 【5,000円／10a】
条件改善推進費		年上限額を3,000,000円
高収益作物転換推進費		—
受益地内の作付面積の内1／4以上を新たに高収益作物に転換する場合		年上限額を3,000,000円
受益地内の作付面積の内1／3以上を新たに高収益作物に転換する場合		年上限額を4,000,000円
受益地内の作付面積の内1／2以上を新たに高収益作物に転換する場合		年上限額を5,000,000円
新植・改植支援		—
果樹		—

慣行樹形等への新植・改植	—
うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植	新植 210,000円/10a 改植 230,000円/10a
りんごのわい化栽培への新植・改植	新植 320,000円/10a 改植 330,000円/10a
ぶどう（加工用）の垣根栽培への新植・改植	新植 320,000円/10a 改植 330,000円/10a
主要果樹（かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。）の新植・改植（ただし、上記の新植・改植の場合は除く）	新植 150,000円/10a 改植 170,000円/10a
上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
省力樹形への新植・改植	—
超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への新植・改植	新植 710,000円/10a 改植 730,000円/10a
高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）への新植・改植	新植 520,000円/10a 改植 530,000円/10a
根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への新植・改植	新植 1,080,000円/10a 改植 1,110,000円/10a
根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）への新植・改植	新植 990,000円/10a 改植 1,000,000円/10a
ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）への新植・改植	新植 320,000円/10a 改植 330,000円/10a
朝日ロンバス方式（りんご）への新植・改植	新植 320,000円/10a 改植 330,000円/10a
V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への新植・改植	新植 710,000円/10a 改植 730,000円/10a
上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
茶の新植・改植	新植 120,000円/10a 改植 152,000円/10a
幼木管理支援	—
果樹に係るもの	220,000円/10a
茶に係るもの	141,000円/10a
経営継続発展支援	—
大苗の育成支援	200,000円/10a
代替農地での営農支援	280,000円/10a
省力技術研修支援	30,000円/10a
園芸作物モデル産地形成支援	年上限額を3,000,000円

(2) 実施結果報告時まで、中心経営体（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手

に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。）をいう。）に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。

区 分	交付単価
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	—
高低差が10cmを超える場合	300,000円／10a 【215,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	280,000円／10a 【200,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	70,000円／10a 【60,000円／10a】
畦畔除去のみの場合	40,000円／100m 【40,000円／100m】
緩傾斜化	125,000円／10a 【80,000円／10a】
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	—
高低差が10cmを超える場合	500,000円／10a 【350,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	480,000円／10a 【340,000円／10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	270,000円／10a 【195,000円／10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	225,000円／10a 【160,000円／10a】
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	200,000円／10a 【140,000円／10a】
トレンチャ工法を用いる場合	140,000円／10a 【100,000円／10a】
掘削同時埋設工法を用いる場合	125,000円／10a 【90,000円／10a】
地下かんがいを導入する場合	30,000円／10a加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合	20,000円／10a加算
外注により実施設計を行う場合	15,000円／10a加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	245,000円／100m 【165,000円／100m】
表土扱いを行わない場合	220,000円／100m 【150,000円／100m】
末端畑地かんがい施設	220,000円／10a 【155,000円／10a】
樹園地の場合	345,000円／10a 【245,000円／10a】

給水栓設置のみの場合	20,000円／1箇所 【15,000円／1箇所】
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	75,000円／10m 【50,000円／10m】
土層改良	—
客土	310,000円／10a 【210,000円／10a】
除礫	280,000円／10a 【190,000円／10a】
更新整備	—
用水路	150,000円／10m 【100,000円／10m】
排水路	260,000円／10m 【190,000円／10m】
農作業道	135,000円／10m 【95,000円／10m】
畦畔	170,000円／100m 【110,000円／100m】
排水口	45,000円／1箇所 【35,000円／1箇所】
畑作転換工	—
額縁排水溝	15,000円／100m 【10,000円／100m】
酸度矯正	5,000円／10a 【5,000円／10a】
条件改善推進費	年上限額を3,000,000円
高収益作物転換推進費	
受益地内の作付面積の内1／4以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を3,000,000円
受益地内の作付面積の内1／3以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を4,000,000円
受益地内の作付面積の内1／2以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を5,000,000円
新植・改植支援	—
果樹	—
慣行樹形等への新植・改植	—
うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植	新植 210,000円／10a 改植 230,000円／10a
りんごのわい化栽培への新植・改植	新植 320,000円／10a 改植 330,000円／10a
ぶどう（加工用）の垣根栽培への新植・改植	新植 320,000円／10a 改植 330,000円／10a
主要果樹（かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。）の新植・改植 （ただし、上記の新植・改植の場合は除く）	新植 150,000円／10a 改植 170,000円／10a

	上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
	省力樹形への新植・改植	—
	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への新植・改植	新植 710,000円/10a 改植 730,000円/10a
	高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）への新植・改植	新植 520,000円/10a 改植 530,000円/10a
	根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんぎつ類）への新植・改植	新植 1,080,000円/10a 改植 1,110,000円/10a
	根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）への新植・改植	新植 990,000円/10a 改植 1,000,000円/10a
	ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）への新植・改植	新植 320,000円/10a 改植 330,000円/10a
	朝日ロンバス方式（りんご）への新植・改植	新植 320,000円/10a 改植 330,000円/10a
	V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への新植・改植	新植 710,000円/10a 改植 730,000円/10a
	上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
	茶の新植・改植	新植 120,000円/10a 改植 152,000円/10a
幼木管理支援		—
	果樹に係るもの	220,000円/10a
	茶に係るもの	141,000円/10a
経営継続発展支援		—
	大苗の育成支援	200,000円/10a
	代替農地での営農支援	280,000円/10a
	省力技術研修支援	30,000円/10a
園芸作物モデル産地形成支援		年上限額を3,000,000円

【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。

- 3 暗渠排水に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。
助成額＝A×10/L×助成単価
- 4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減額するものとする。
 (1) 田・畑の区画拡大にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円（施工延長100メートル当たり1万円）を減額。
 (2) 暗渠排水にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減額。
 (3) 湧水処理にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減額。
- 5 更新整備（畦畔）にあつては、幅広畦畔の場合は4万5千円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m（幅広畦畔の場合は4万円/100m）、防草シートを設置する場合は11万円/100mをそれぞれ加算するものとする。